

川崎市私立幼稚園就園奨励費補助事務手数料支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市私立幼稚園就園奨励費補助事業の実施に伴い、各私立幼稚園が行う各種事務の事務手数料（以下「手数料」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 私立幼稚園

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園で国又は地方公共団体以外の者が設置したもの。

(2) 川崎市私立幼稚園就園奨励費補助事業

幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成10年6月17日文部大臣裁定）及び川崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に定める補助金交付事業で、年3期に分け申請・交付等を行うものをいう。

(対象事務)

第3条 この手数料支給対象の私立幼稚園は、川崎市に住所を有する幼児が就園し、前条第2号に掲げる事業の実施を受け、次に掲げる事務を実施した園とする。

(1) 園児の保護者に対する事業の周知・申込書の配布

(2) 園児の保護者からの申込書の取りまとめ・内容確認

(3) 園児の在園証明

(4) 園児の保護者に対する補助金の交付又は保育料の減免措置

(5) その他、事業実施に係る事務

(対象経費及び手数料)

第4条 対象となる経費は前条各号に掲げる事務経費とする。

2 事務手数料は、別表のとおりとする。

(手数料の通知)

第5条 市長は、第2条第2号に掲げる事業が完了し、各私立幼稚園に支給する手数料が確定した場合は、速やかにその金額を通知するものとする。

(手数料の申請及び請求)

第6条 各私立幼稚園設置者は、前条の規定による通知があった場合は、市長が別に定める期日までに川崎市私立幼稚園就園奨励費補助事務手数料申請書・請求書（別紙様式）により、手数料の申請及び請求を行うものとする。

(手数料の支払い)

第7条 市長は、前条の規定による申請及び請求があった場合は、当該申請及び請求をした者に速やかに手数料を支払うものとする。

(手数料の返還)

第8条 市長は、私立幼稚園設置者が偽りその他の不正の行為により手数料の支給を受けたときは、支給額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は平成24年3月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は平成28年4月1日から施行する。

(別表)

川崎市内私立幼稚園事務手数料

川崎市在住園児取扱人数	金額
100人以下	20,000円
101人～200人	21,000円
201人～300人	22,000円
301人～400人	23,000円
401人以上	24,000円

川崎市外私立幼稚園事務手数料

川崎市在住園児取扱人数	金額
5人以下	2,000円
6人～10人	3,000円
11人～50人	10,000円
51人～100人	20,000円
101人～200人	21,000円
201人～300人	22,000円
301人～400人	23,000円
401人以上	24,000円

(別紙様式)

幼稚園番号

平成 年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

所在地

幼稚園名

設置者名

印

平成 年度川崎市私立幼稚園就園奨励費補助事務手数料申請書・請求書

標記について、次のとおり申請及び請求いたします。

1 事務手数料申請及び請求額 円

平成 年度における川崎市在住園児取扱人数 人

2 本件振込先については次のとおりとします。

(該当するものにチェックをしてください)

保育料補助金と同じ口座に振込願います。

※平成 年度川崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付請求書(様式8号)を参照のこと

次の口座名義人あて振込願います。※口座情報は必ず誤りのないよう正しく記入してください。

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	支店名	本店 支店
	(金融機関コード*)		(支店コード*)
預金種目	1. 普通 2. 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

事務手数料の受け取りを辞退いたします。